

見附市障害者自立支援協議会

資料 1

■本会議（全体会）

委員数 15名（令和7年4月時点）

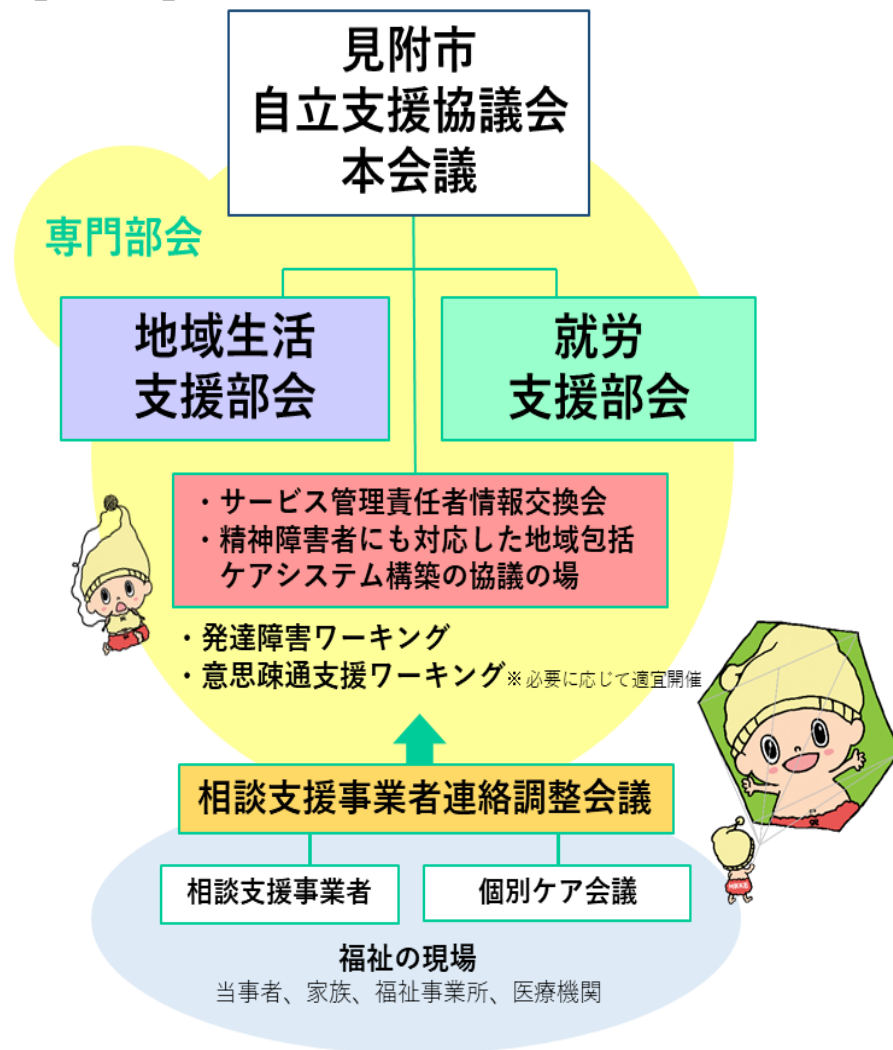
医療機関、障害福祉サービス事業者、障害者当事者団体、
市民代表（公募委員）、関連行政機関等で構成。

年2回～3回程度開催

■協議会の主な役割（見附市障害者自立支援協議会設置要綱第2条）

- （1）相談支援事業の運営評価に関する事項
- （2）困難事例への対応のあり方に関する事項
- （3）地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- （4）地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- （5）見附市障がい者計画及び見附市障がい福祉計画の評価及び見直しに関する事項
- （6）障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、解決等の取り組みに関する事項
- （7）その他、障害者福祉の推進のため必要な事項

【組織図】



専門部会

■実務担当者を中心とした専門部会を設け、障害福祉の現場ごとに、課題解決に当たっている。

	部会名	会議概要	構成員	開催回数/年
1	地域生活支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域生活における課題の検討 ・ 主に障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、「地域生活支援拠点」の体制構築を進める 	障害者当事者団体、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、公募委員、保健師、相談支援事業者	2回以上
2	就労支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用に関する課題の検討 ・ 「障害者雇用通信」の発行など、企業向けに、障害者雇用の情報を発信 	障害者当事者団体、就労系障害福祉サービス事業者、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業者	2回以上
3	サービス管理責任者情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内障害福祉サービス事業所のサービス管理者を集めた意見交換会 ・ 市内でのサービスの提供状況や課題を共有 	市内障害福祉サービス事業所のサービス管理者等	1回
4	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者のケース会議など通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討 	相談支援事業者、関係する障害福祉事業者、医療機関等	1～2回
5	相談支援事業者連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所による月例会議 ・ 困難事例の情報共有、ケース検討や研修などを実施 	見附市の相談支援事業を受託する3事業所	毎月
6	発達障害ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害や医療的ケア児の支援等に関する検討など（定例会ではなく必要に応じて開催） 	障害者当事者団体、市内児童通所サービス事業所、相談支援事業者等	随時
7	意思疎通支援ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見附市手話言語条例に基づく普及啓発の検討など（定例会ではなく必要に応じて開催） 	手話奉仕員等	随時